

## ⑦ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 (税額控除)

この控除を受けるためには「住宅借入金等特別控除申告書」等を勤務先に提出する必要があります。  
なお、最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

- 給与所得者など (所得の金額が一定の額を超える人などは除かれます。) が、一定の要件を満たす家屋の取得又は増改築等をして平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合には、一定の住宅借入金等を有するときは、一定の期間にわたり所得税額から住宅借入金等特別控除が控除されます。  
(住宅を居住の用に供した年が、平成19年又は20年の場合は、確定申告時に控除期間等を①又は②から選択することになります。)
- 住宅借入金等特別控除の控除額は、居住の用に供した時期等に応じ、住宅借入金等の年末残高を基として、それぞれ次表により計算した金額となります。
- 2年目以降、年末調整によってこの控除を受けるためには、「住宅借入金等特別控除申告書」とともに、金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を勤務先に提出する必要があります。

### 平成24年分の所得税に適用される控除額の表

住宅を居住の用に供した日	控除期間	各年分の控除額
平成11年1月1日から 平成13年6月30日まで	1～6年目	(5000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 50万円)
	7～11年目	(5000万円以下の部分の金額)×0.75% (最高 37.5万円)
	12～15年目	(5000万円以下の部分の金額)×0.5% (最高 25万円)
平成15年1月1日から 平成16年12月31日まで	全期間 (10年間)	(5000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 50万円)
平成17年1月1日から 平成17年12月31日まで	1～8年目	(4000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 40万円)
	9・10年目	(4000万円以下の部分の金額)×0.5% (最高 20万円)
平成18年1月1日から 平成18年12月31日まで	1～7年目	(3000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 30万円)
	8～10年目	(3000万円以下の部分の金額)×0.5% (最高 15万円)
平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで	① 1～6年	(2500万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 25万円)
	7～10年	(2500万円以下の部分の金額)×0.5% (最高 12.5万円)
	② 1～10年	(2500万円以下の部分の金額)×0.6% (最高 15万円)
	11～15年	(2500万円以下の部分の金額)×0.4% (最高 10万円)
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	① 1～6年	(2000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 20万円)
	7～10年	(2000万円以下の部分の金額)×0.5% (最高 10万円)
	② 1～10年	(2000万円以下の部分の金額)×0.6% (最高 12万円)
	11～15年	(2000万円以下の部分の金額)×0.4% (最高 8万円)
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	全期間 (10年間)	(5000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 50万円)
平成23年1月1日から 平成23年12月31日まで	全期間 (10年間)	(4000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 40万円)
平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで	全期間 (10年間)	(3000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 30万円)

- 認定長期優良住宅の新築等をして、平成21年6月4日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合には、一定の住宅借入金等を有するときは、一般の住宅の取得等の場合の控除 (上記表) との選択により、次表の控除額を控除することができます。

住宅を居住の用に供した日	控除期間	各年の控除限度額
平成21年6月4日から 平成23年12月31日まで	全期間 (10年間)	(5000万円以下の部分の金額)×1.2% (最高 60万円)
平成24年1月1日から 平成24年12月31日まで	全期間 (10年間)	(4000万円以下の部分の金額)×1.0% (最高 40万円)

- 住宅借入金等を利用して事故の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事又は一定の省エネ改修工事を含む増改築等を行い、平成20年4月1日の (一定のバリアフリー改修工事については平成20年1月1日) から平成25年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合で、一定の要件に当てはまる場合は、バリアフリー改修工事又は省エネ改修工事に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

## ⑧ 給与と所得者と確定申告

- 給与の収入金額が2,000万円を超える人、給与を2カ所以上から受けている人、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人などは、確定申告をしなければなりません。
- 多額の医療費を支払った人や、災害や盗難にあった人などは、確定申告をすることによって源泉徴収された税金が還付される場合があります。

※確定申告は、国税電子申告・納税システム (e-Tax) が大変便利です。  
詳しくはe-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。

11月30日は固定資産税第4期の納期限です。

<問い合わせ先> 役場税務課 ☎42-2111

## ③ 配偶者控除と扶養控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

控除の種類		控除額 (所得控除)
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円



- (注) ①老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上の人 (昭和18年1月1日以前に生まれた人) をいいます。
- ②特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人 (平成2年1月2日から平成6年1月1日までの間に生まれた人) をいいます。
- ③老人扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人 (昭和18年1月1日以前に生まれた人) をいいます。

## ④ 障害者等の控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

控除の種類		控除額 (所得控除)
障害者控除 (本人控除対象配偶者扶養親族)	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦控除 (本人のみ)	一般の寡婦	27万円
	特別の寡婦	35万円
寡夫控除 (本人のみ)		27万円
勤労学生控除 (本人のみ)		27万円

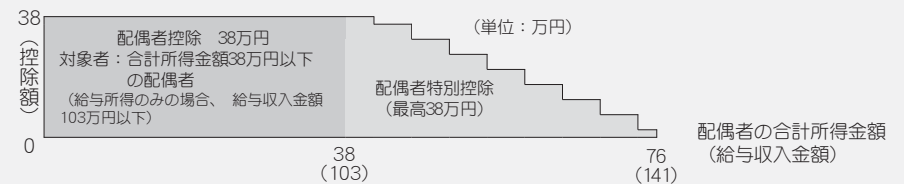


- (注) 扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族 (いわゆる里子や養護老人も含まれます。) で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

## ⑤ 配偶者特別控除

この控除を受けるためには「配偶者特別控除申告書」の提出が必要です。

給与の支払を受ける人 (所得者本人) の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超、76万円未満 (所得が給与所得のみである場合には、給与収入金額が103万円超141万円未満) の場合にはその金額に応じて最高38万円が控除されます。



## ⑥ 各種の保険料控除

これらの控除を受けるためには「保険料控除申告書」の提出が必要です。

控除の種類		控除額 (所得控除)		
社会保険料控除		支払った保険料の全額		
小規模企業共済等掛金控除		支払った掛金の全額		
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料		最高4万円	
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円		
	両方がある場合	最高5万円		



- (注) 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等。新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。